子どもオンブズパーソン制度の対応フロー

子ども本人や保護者など（それ以外のものからの相談も可）

・面談
・電話
・メール
・学習用端末

[方法1] 子どもオンブズへの相談は、原則「子どもなんでも相談」を窓口とする（窓口の一本化）。

[方法2] 子どもオンブズへの直接の相談も受け付ける。

相談員（子どもなんでも相談）

相談員は、次の①②に該当する場合は、子どもオンブズに繋ぐ。
①相談者が子どもオンブズへの相談を希望する場合
②相談員が子どもオンブズに繋ぐ必要があると判断した場合（相談者本人の同意が必要）

（例）相談者が市外在住の子どもである場合などは、住所地の支援機関などを想定

適切な機関

子どもオンブズが直接受けた相談のうち、対象外のものは、相談員や適切な機関に引き継ぐ

情報共有

相談員、支援者、子どもオンブズで定期的なミーティングを開催

相談は匿名でも可

・面談
・電話
・メール
・市HP

相談又は申立ての対象は、いじめ、体罰、差別、不登校、虐待、ヤングケアラーなど、子どもの権利侵害に関わる事案。
親の悩みや子育て相談など相談は対象外。

〈対象者〉
市に関わる18歳未満の人。ただし、学校教育法、児童福祉法などに規定する施設、その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人も対象とする。

子どもオンブズパーソン（2人）＋事務局

救済の申立ての場合 → 申立書の受理（匿名は不可） → 調査又は調整の実施 → 是正勧告又は制度改善の意見表明 → 是正措置等の報告受理 → 申立人への通知 → 公表（広報・HPなど）

是正勧告等は市の機関に対して行う。
※市の機関とは、市長、教育委員会など

相談のみの場合 → 相談の受付（匿名可） → 事実等の確認 → 助言等（必要に応じて申し立ての促し）